● 手話を学ぶには…

「手話教室」

手話をはじめて学ぶ人が、日常会話に必要な手話を習得することを目指します。毎年「手話教室（入門課程・基礎課程）」を開催しています。

日程等につきましては、４月広報をご覧ください。

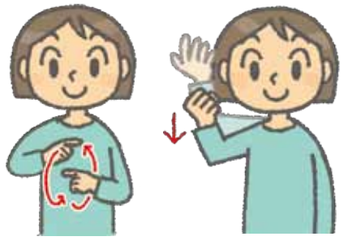

「手話サークル」

羽曳野市には手話サークルがあります。

手話サークル「はばたき」は、聞こえない人と交流しながら手話を学ぶサークルです。老若男女の初心者から手話通訳者まで、楽しく活動しています。

昼：（水）13:00 ～ 15:00 市役所別館
夜：（金）19:00 ～ 21:00 市民会館

その人が望むサポートを

身振り…表情に工夫を。
筆　談…簡潔に分かりやすく。
口　話…口の動きをはっきりと。
空　書…空間に書くこと。大きく、ゆっくりと。

おはよう

右手でこぶしをつくり、こめかみのあたりにあてて下ろす。
（「朝起きる」を表現）

こんにちは

右手の人さし指と中指を立て、人さし指側を額にあてる。
（「昼」を表現）

こんばんは

手のひらを前に向けた両手を顔の前で交差させる。
（「夜」を表現）

＋頭を下げる…上記の手話に合わせて頭を下げる動作

ありがとう

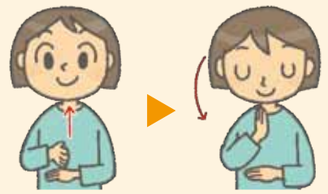

左手の甲に右手を垂直にのせて上に上げる。
（力士の手刀と同様）

頭はおじぎをするように軽く下げる。

● 意思疎通支援者（手話通訳・要約筆記）の派遣

羽曳野市では、聴覚障害者が公的機関や医療機関等へ行ったときのコミュニケーション支援として、登録手話通訳者・登録要約筆記者の派遣を行っています。

お問い合わせ先
羽曳野市 保健福祉部 障害福祉課
〒583-8585 羽曳野市誉田4－1－1
TEL：072－958-1111（代） FAX：072－957-1238
E-mail：syogaifukushi@city.habikino.lg.jp

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

UD FONT by MORISAWA ユニバーサルデザイン（UD）の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

保存版

羽曳野市 手話言語条例

羽曳野市手話言語条例が制定されました！

羽曳野市は、全ての市民が手話をより深く理解し、手話を学び、手話による意思疎通を普及させることで、ろう者とろう者以外の者が共に支えあいながら安心して暮らすことのできる地域社会を目指すため、羽曳野市手話言語条例を制定しました。

平成31年3月26日に市議会で可決し、平成31年4月1日から施行されています。

※羽曳野市手話言語条例において「ろう者」とは、手話を主な意思疎通の手段として用いる聴覚障害者をいいます。

Q1 手話って何？

手話は…手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語。日本語や英語といった音声言語とは異なる言語で、独自の語彙や文法体系を持っています。
ろう者が安心して使用できるコミュニケーション手段です。

Q2 条例の目的は？

言語である手話への理解の促進、手話の普及に関し、市の責務、市民及び事業者の役割を明らかにしつつ、総合的かつ計画的な施策を推進することにより、地域において手話による意思疎通ができる環境をつくり、全ての市民が共に生きる地域社会を実現することを目的とします。

Q3 条例の基本理念は？

手話による意思疎通ができる環境をつくり、全ての市民が共に生きることができる地域社会の実現への取り組みは、手話が言語であるということ、ろう者が手話による意思疎通をする権利を持っていることを前提として、全ての市民が互いに人格と個性を尊重することを基本として行います。

Q4 実際に私たちはどんなことをすればいいの？

市　：手話に対する市民の理解を広げるための施策及び手話による意思疎通のできる地域社会づくりのための施策を企画し、実施します。
市　民：手話に対する理解を深め、手話に関する市の施策にご協力をお願いします。
事業者：ろう者が利用しやすいサービスを提供できるように努めると共に、ろう者が働きやすい職場環境の整備にご協力をお願いします。

豆知識

これまで…手話は言語として認められず、手話を使用することができる環境も整っていませんでした。

➡2006年に国連総会で障害者の権利に関する条約が採択され、「手話は言語」であることが世界的に認められました。

➡2011年に日本においても障害者基本法の改正があり、「言語に手話を含む」と明記されました。また、2014年1月には障害者の権利に関する条約を批准しました。

いつでもどこでも当たり前に手話で会話ができる、そんな心温まる羽曳野市を目指して…
皆様のご協力をお願いします！

聴覚に障害のある人は こんなことで困っています

困っていること

外見では気づかれない

聴覚障害があることは、外見からは分かりにくいので、困っていても、それをほかの人に気づいてもらえないことがあります。

音声による放送に気づかない

駅や商業施設などの放送による案内が聞こえません。また、病院や銀行などの口頭による呼び出しが聞こえません。

周囲の状況がわからない

自動車のクラクションなどが聞こえず、路上で危険な目にあうことがあります。また、災害時などの状況判断が遅れることがあります。

正しく伝わらないことがある

自分で声を出して話すことがうまくできない人もいるので、正確なことが伝わらず誤解を生むこともあります。

聴覚障害者といっても…

聞こえの程度はいろいろ。少し大きな音なら聞き取れる人、補聴器を使用すれば聞こえる人、音は聞こえても言葉までは聞き取れない人、補聴器を使用しても聞こえない人など様々です。聴覚障害は、外見だけでは、分かりにくい障害といえます。